

【じんけん 65 音声データ】

コロナ禍の中でも、人とのつながりを大切にする世の中へ

今年度も新型コロナウイルス感染症によって、さまざまな活動が制約された 1 年でした。しかしながら、オンラインなどの手法も取り入れながら、人権啓発推進協議会や人権啓発推進員のみなさんと協力して、浪速区役所として人権啓発活動に取り組むことができました。コロナ禍の中で多くの人権課題があらためて明らかになりつつある今日、「誰一人取り残さない」という SDGs の精神を踏まえ、今後も人と人との「つながり」を大切にする活動に取り組んでまいります。

第 38 回落書き一掃運動

令和 3 年 10 月 1 日～10 月 29 日かけて、区内の各事業所等により、落書き一斉消去運動を展開しました。また、同運動の一環として毎年開催している人権啓発市民学習会は令和 3 年 11 月 8 日(月)に浪速区役所 7 階にて「生きやすい世の中って? ~コロナ禍の今、誰も取り残さない社会を考える~」と題して、大阪市立大学非常勤講師の松波めぐみさんに講演していただきました。障がいのある人の人権を中心にコロナ禍でもそうでなくても誰もが参加しやすい社会のためにできることを考える機会になりました。Microsoft Teams でのオンライン受講も併用して行い、会場に来られない多くの方々にも参加していただくことができる、コロナ禍での新しい講座・研修の形となりました。

地域ふれあいセミナー 2 月

令和 4 年 2 月 17 日(木)浪速区役所 7 階にて、地域ふれあいセミナーを開催しました。テーマは「今あらためて考える SDGs と人権」と題して、講師に一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター-特任研究員の松岡秀紀さんをお招きして行いました。暮らしの中の身近な課題どれもが「人が生きること」に結びついており、解決に向けて取り組むことが SDGs の達成につながることを学びました。

Microsoft Teams でのオンライン受講および、後日のアーカイブ配信も実施しました。

浪速区人権啓発推進協議会、人権尊重のまちづくりをめ

ざして

浪速区人権啓発推進協議会は、基本的人権の尊重を理念とする憲法の趣旨に沿い、区民の人権意識の確立と高揚を図り、人権尊重の明るいまちづくりを目的として、区内の各種団体ならびに官公署の代表等で構成された組織です。浪速区役所と連携しながら、区民のみなさん、区内各種団体のご協力をいただき、啓発活動、講演会、研修会などを実施しています。

また、地域の人権啓発の担い手である人権啓発推進員の育成も図っています。

浪速区人権啓発事業、この1年の主な活動

「大阪市人権啓発推進員浪速区連絡会」の活動

浪速区には、26名の大阪市人権啓発推進員（市内の概ね各小学校区単位に設置）があり、地域における人権啓発の推進と、人権相談への協力などの活動を行っています。市人権啓発推進員浪速区連絡会は、市・区及び区人権啓発推進協議会と連携し、研修会や街頭啓発活動など、様々な人権啓発活動に取り組んでいます。

憲法週間 5月

憲法週間(5月1日～7日)に合わせて区内関係機関・事業所および主要駅に啓発ポスター掲出をお願いするとともに区役所庁舎前にのぼりを掲出し広く人権の尊重を呼びかけました

憲法週間ってナニ？

毎年5月3日の憲法記念日を含む5月1日から7日までの1週間を「憲法週間」とし、誰もが保障されている「基本的人権」について、あらためて考える機会としています。

人権を考える区民のつどい(区民のDVD上映会) 8月

令和3年8月16・18・23・29日の4日間にわたり、浪速区役所7階において複数の人権課題のテーマに関する作品を各口にわけて上映しました。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日はソーシャルディスタンスに配慮した座席配置を行い、参加者には検温や連絡先等の記入もお願いすることで感染対策を講じながら開催しました。

人権週間 12月

人権週間(12月4日～10日)に合わせて、区役所庁舎内にのぼりの掲出、区役所1階区民ギャラリーにおいて、こどもの人権をテーマにパネル展示を行いました。

人権週間ってナニ？

昭和23年(1948年)12月10日、国連において世界の全ての人々と全ての国々々が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」が採択され、これを記念して12月10日が「人権デー」とされています。日本では昭和24年(1949年)から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、全国各地で人権啓発活動を展開しています。

2021 第 37 回 なにわ人権展(浪速・港・西区役所主催)

いま守りたい私たちの人権ウィズコロナ・ポストコロナの社会を共につながり共に生きる

「なにわ人権展特設サイト」にてオンライン人権展を実施

この人権展は、1983 年 2 月の「大浪橋差別落書き事件」を契機として、人権問題の早期解決を願い、1985 年 12 月に通天閣で「第 1 回なにわ人権展」を開催して以来、浪速区をはじめとする関係区の主催で、毎年「地域人権展協力者会議」の協力を得て開催しているものです。

昨年度に続いて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来のようなイベント会場に来場していただく形ではなく、インターネット上で、期間中いつでも、どこでも、何度でもアクセスしていただけるデジタルリーフレットやオンラインでのパネル展、講演会、映像資料等の内容で実施しました。

よんで知ろう デジタルリーフレット（公開期間 11 月 1 日～2 月 28 日）

感染症に関する差別の歴史や同和問題(部落差別)について、わかりやすく解説するリーフレットを作成し、人権課題について「誰かのこと」ではなく「しぶんこと」として考えることのできる特集記事を掲載しました。

みて知ろう オンラインパネル展（公開期間 12 月 1 日～2 月 28 日）

4 つのテーマでオンラインパネル展を実施しました。

コロナ時代の人権 同和問題(部落差別)の歴史や現状について 前、尹ラの
ハンセン病の歴史と回復者の生活について
子どもたちからのメッセージ(小中学生の人権啓発作品)

くわしく学ぼう オンライン講演会(公開期間 12 月 1 日～2 月 28 日)

女性やシングルマザーへの食支援を通じた活動から、コロナ禍で深刻化する実生活の現状についてお伝えする講演会をオンラインにて配信しました。

講師:山口絹子さん(NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西理事長)

テーマ:シングルマザーと女性の貧困~コロナ禍で深刻化したこと~

ともに考えよう オンライン映像(公開期間 12 月 1 日～2 月 28 日)

オンラインパネル展やリーフレットで学び、考えた人権課題について「見て」「聞いて」さらに深く考えることのできる映像を 2 作品公開しました。

ハンセン病の歴史と回復者の生活 SDGs から考える肉と私たちの食生活

知っていますか SDGs

SDGs とは、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称で、2015 年 9 月の国連サミットで決まった 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指すための開発目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。

浪速区では、SDGs の目標を達成するため、令和元年 11 月に「SDGs 推進連携宣言」を行い、SDGs の達成への貢献を意識して区政運営を進めています。

SDGs は、壮大で難しいことばかりではなく、日常生活の様々な場面に関係しています。また、SDGs の内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方がベースにあります。まずは SDGs を知り、できることを考えてみましょう。

同和問題（部落差別）の解消に向けて

同和問題（部落差別）とは、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活のうえで様々な差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 2016 年制定）

- ・現在も同和問題（部落差別）が存在していることを確認しつつ、インターネットの普及により情報が拡散し差別がより深刻化している状況を踏まえ制定されました。
- ・部落差別の解消に関する施策を講ずる国・地方公共団体の責務を規定し、相談体制の充実や人権教育・人権啓発に取り組むことが定められています。
- ・しかしながら、本市職員が、公共交通機関の施設において、複数回にわたり、同和問題（部落差別）に関する落書きを行ったことが平成 31（2019）年 3 月に判明しました。

差別解消と人権行政推進に取り組むべき立場にある本市職員が差別落書きをするといった公務員としてあるまじき非違行為を行ったことは、到底看過できず、浪速区役所としても重く受け止めています。

「このようなことを二度と発生させない」という強い決意のもと、再発防止に努めるとともに、部落差別をはじめとする人権問題を断固として解消・根絶する姿勢で取り組んでまいります。

浪速区役所市民協働課（教育・学習支援）6 階 61 番

電話番号 06-6647-9743

ファックス番号 06-6633-8270

平日は 9 時から 17 時半まで

※土曜・日曜・祝日・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は受付できません

どのような落書きでも、放置していると新たな落書きを生み、そして人を傷つける落書きへと発展します。落書きのないまちをみんなの力でつくりましょう。

差別落書きや差別落書きをしている人を発見したら、ただちに次の連絡先にご連絡ください。

連絡先 浪速区役所市民協働課 電話番号 06-6647-9743

大阪市人権啓発・相談センター 電話番号 06-6532-7651

相談窓口

こどもの人権 110 番（法務省）

電話番号 0120-007-110

月曜から金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休業

※一部の IP 電話からはつながりません。

こどもの人権 SOS-e メール（法務省）

ホームページの相談フォームに相談したい内容を入力して送信すると、メール又は電話で回答します（すぐに相談したい時は人権 110 番へ） https://www.jinken_go.jp/kodomo

チャイルドライン

なやみや心配事などなんでも話せる 18 歳までの子ども専用

電話番号 0120-99-7777

毎日 午後 4 時～午後 9 時

※祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休業

※チャットで相談することもできます。 <https://childline.or.jp/chat>

大阪市人権啓発・相談センター

電話番号 06-6532-7830

ファックス番号 06-6531-0666

平日は 9 時から 21 時まで

日曜・祝日は 9 時から 17 時半まで

※年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休業

※人権相談受付は、相談時間終了の 30 分前までです

※電子メールで相談することもできます

<https://jinken-net.jimdo.com/> メール相談

インターネット安全・安心相談（警視庁）

インターネット上のトラブルの解決を支援するサイトです

<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>（緊急相談専用電話）

事故の発生に至ってないけれど、事前に相談したいことがあるときの相談窓口

＃9110（プッシュ回線専用）もしくは電話番号 06-6941-0030

月曜から金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）は休業

※時間外は当直で対応